



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*28 和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)

*29 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子ども未来課)

*30 宅地造成等規制法施行細則等を廃止する規則 (都市政策課)

○ 人事委員会規則

*8 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

*9 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

*10 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

*11 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

*12 職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則

*13 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

*14 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○ 告示

353 港湾施設の概要 (港湾空港振興課)

○ 人事委員会告示

*4 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

○ 訓令

*15 和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令 (広報室)

*16 出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令 (人事課)

*17 和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令 (")

*18 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

○ 公告

和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウス及び交流広場の指定管理者の指定 (港湾空港振興課)

和歌山県立体育館の指定管理者の指定 (教育委員会)

和歌山県立武道館の指定管理者の指定 (")

規 則

和歌山県規則第28号

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条

例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例施行規則 (平成21年和歌山県規則第66号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則

第1条中「和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例」を「和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例」に、「和歌山県男女共生社会推進センター (」を「和歌山県男女共同参画センター (」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第29号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和62年和歌山県規則第83号) の一部を次のように改正する。

第31条の8の次に次の3条を加える。

(家庭的保育事業の開始の届出)

第31条の9 法第34条の14第1項の規定による届出は、家庭的保育事業開始届 (別記第22号様式の9) によらなければならない。

(家庭的保育事業の変更の届出)

第31条の10 法第34条の14第2項の規定による届出は、家庭的保育事業変更届 (別記第22号様式の10) によらなければならない。

(家庭的保育事業の廃止又は休止の届出)

第31条の11 法第34条の14第3項の規定による届出は、家庭的保育事業廃止 (休止) 届 (別記第22号様式の11) によらなければならない。

別記第22号様式の8の次に次の3様式を加える。

別記第22号様式の9 (第31条の9関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長名

印

家庭的保育事業開始届

次のとおり家庭的保育事業を開始しますので、届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 3 家庭的保育者の氏名、経歴及び住所
- 4 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 5 事業開始の予定年月日

備考 収支予算書、事業計画書、建物その他設備の規模及び構造を明らかにした書類
並びにその図面を添付してください。

別記第22号様式の10 (第31条の10関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長名 印

家庭的保育事業変更届

次の事項について変更しましたので、届け出ます。

事業の種類		
変更した事項	変更前	
	変更後	
変更した年月日		年 月 日
参考事項		

別記第22号様式の11 (第31条の11関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長名 印

家庭的保育事業廃止 (休止) 届

次のとおり家庭的保育事業を廃止 (休止) しますので、届け出ます。

事業の種類	
廃止 (休止) しようとする年月日 (休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間)	年 月 日 (から 年 月 日まで)
廃止 (休止) の理由	
現に保育を受けている乳幼児に対する措置	
参考事項	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第30号

宅地造成等規制法施行細則等を廃止する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

宅地造成等規制法施行細則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 宅地造成等規制法施行細則（昭和43年和歌山県規則第35号）
- (2) 住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和43年和歌山県規則第65号）
- (3) 土地譲渡益重課制度に係る優良宅地認定事務規則（昭和49年和歌山県規則第57号）
- (4) 土地譲渡益重課制度に係る優良住宅認定事務規則（昭和49年和歌山県規則第58号）

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条、第18条、第19条及び第28条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第32条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条ただし書を削り、同条第2号中「前号のほか」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、任命権者は、条件付採用期間中の職員について、正式採用になるためには能力の実証が十分でないとする場合においては、人事委員会の承認を得て、条件付採用の期間を延長することができる。
- 3 前2項の規定により条件付採用の期間を延長する場合であっても、条件付採用の期間は、1年を超えることができない。

第37条から第39条までの規定中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第9号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部総務管理局人事課職員厚生室（診療所）」を「総務部総務管理局人事課（診療所）」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第10号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項第1号中「暖地園芸センター」を「農業試験場暖地園芸センター」に改め、同項第3号中「危機管理室」を「危機管理課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

支給区分 組織		部長又は 部長相当職		次長又は 次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当職
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	7 種
知事	本 庁	理 事 危機管理監 知事室長 部 長 会計管理者 国体推進監	監察査察監 参 事 技 監	知事室次長 局 長 政策統括参 事 生活安全参 事 食品安全参 事 労働政策参 事 植樹祭推進 参事 参事 (特に 困難な職務 を行う者に 限る。)	参 事	課 長 企 画 員 (医務課に 置き、本庁 の課長と同 等の職務を 行う者に限 る。)	旅券事務長 企 画 員 室 長	副 課 長 総括審議員 総括監察査 察員 主 幹 国体推進員 植樹祭推進 員 分 室 長 総括検査員	
	共 通						企 画 員	総括専門員 総括研究員 主 幹 教 授	
	振 興 局		局 長	局 長	参 事		部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事 務所長 ダム管理事 務所長 紀の川流域 下水道事務 所長 京奈和高速 事務所長 国道橋本建 設事務所長 近畿自動車 道紀南高速 事務所長	副 部 長 支 所 次 長 海南工事事 務所次長 紀の川流域 下水道事務 所次長 京奈和高速 事務所次長 近畿自動車 道紀南高速 事務所次長 切目川ダム 建設事務所 長	
	東京事務所			所 長			次 長	次 長	

							企業誘致統括員	
県税事務所				所 長			次 長	
消防学校				校 長			教 頭	
防災航空センター						所 長		
文 書 館				館 長		次 長		
環境衛生研究センター						所 長	次 部 長	長
鳥獣保護センター						所 長		
消費生活センター						所 長		
男女共同参画センター				所 長				
動物愛護センター						所 長		
子ども・女性・障害者相談センター				所 長			次 長	
紀南児童相談所						所 長	分 室 長	
仙 溪 学 園						園 長	次 長	
精神保健福祉センター						所 長		
保 健 所						所 長	次 長	
						支 所 長	支 所 次 長	
高等看護学院			学 院 長			副 学 院 長	教 務 主 幹	
						事 務 長		
なぎ看護学校						学 校 長	副 学 校 長	
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長			副 院 長	
							事 務 局 次 長	
							診 療 部 長	
							看 護 部 長	
難病・子ども保健相談支援センター						所 長		
公営競技事務所						所 長	次 長	

	産業技術専門学院				学 院 長		学 院 長	副 学 院 長	
	工業技術センター				所 長			副 所 長 部 長	
	世界遺産センター							事 務 長	
	農林水産総合技術センター				所 長		所 長 場 長	次 長 事 務 長 副 場 長 部 長	
	農業大学校						校 長 所 長	副 校 長	
	農作物病害虫防除所							所 長	
	家畜保健衛生所						所 長		
	南紀白浜空港管理事務所						所 長	次 長	
	和歌山下津港湾事務所						所 長	次 長	
県	議 会		事 務 局 長	事 務 局 次 長		課 長		副 課 長 総括調査員	
教育委員会	本 庁			局 長 参 事	課 長	教育企画員 教育企画員 室 長	教育企画員	室 長 副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主事 専 門 員	
地方機関	教育支援事務所						所 長		
	教育センター 一学びの丘						所 長	副 所 長 主 幹	
	図 書 館						副 館 長	紀南図書館長 センター長 主 幹 総括司書	

		近代美術館			副館長			主幹	
		博物館			副館長			主幹	
		紀伊風土記の丘			副館長			主幹 教育企画員	
		自然博物館					副館長	主幹 専門員	
		県立学校						事務長	事務長
警察	本部			参事官		課長 科学捜査研究所長 監察官	室長 照会センター長 交通管制センター長 運転免許試験場長	次席 副所長	
選挙管理委員会	本庁					事務局長		事務局次長	
	地方機関						分局長		
	監査委員		事務局長			課長		副課長 総括調査員	
	人事委員会		事務局長			課長		副課長	
	労働委員会		事務局長			課長		副課長	
	海区漁業調整委員会							事務局長	

別表第2イの表3級の項及びウの表2級の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第7条に規定する課の中に置く室の室長の職を占めていた職員であって、同日において別表第1課長又は課長相当職の欄及び別表第2アの表6級の項に定める4種の管理職手当を受けていたものが引き続き当該室長の職を占める場合については、同日にその者が受けていた管理職手当の額を支給する。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の特勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特勤手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表東牟婁郡の部ふるさと定住センターの項を削る。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2警察本部の項第1号中「部長」の次に「、首席監察官及び参事官（警務部参事官の職にあるものに限る。）」を加え、同項第2号中「及び首席監察官」を「（警務部参事官の職にあるものを除く。）」に改め、同表警察本部以外の項第1号中「警察学校長」の次に「及び警察署長（岩出警察署、和歌山東警察署及び和歌山西警察署に置くものに限る。）」を加え、同項第2号中「岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規

世界遺産センター 事務長

別表知事部局の部地方機関の款農林水産総合技術センターの項中「次長」の次に「、事務長」を加え、同款農業大学の項中「教授」を「教授 所長」に改め、同款就農支援センターの項を削り、同表教育委員会の部本庁の款中「副課長」を「副課長 主任人事主事」に改め、「及び室長補佐」

を削り、同部地方機関の款中

教育センター学びの丘 所長 副を補佐す

所長 主幹（人事、労務について所長を補佐する者に限る。）

を

教育支援事務所 教育センター学びの丘

所長

び 所長 副所長 主幹（人事、労務について所長を補佐する者に限る。）

に改め、

和歌山下津港港湾施設

種類	名称	位置	数量	能力
臨港道路	臨港道路1号線 (水軒交差点部分)	和歌山市西浜字向ノ坪地内 (水軒交差点部から都市計画道路南港山東線の起点まで)	延長 40.0メートル	車道幅員 27.0メートル 車線数 4

供用開始年月日

平成22年3月31日

則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の部中「含む。）」を「含む。） 副課長」に改め、同表知事部局の部本庁の款中「会計管理者」を「会計管理者 国体推進監」に、「国体推進監 政策統括監 生活安全監 食品安全監 労働政策監」を「政策統括参事 生活安全参事 食品安全参事 労働政策参事 植樹祭推進参事」に、「副課長 副室長（人事、労務を担当する者に限る。）」を「副課長」に改め、「、人事課」の次に「（職員厚生室を除く。）」を加え、「監察查察室」を「監察查察課」に、「行政経営改革室」を「行政改革課」に改め、同部地方機関の款世界遺産センターの項及びふるさと定住センターの項を削り、同款男女共生社会推進センターの項中「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に、「所長 次長」を「所長」に改め、同款精神保健福祉センターの項中「所長」を「所長 次長」に改め、同款工業技術センターの項の次に次のように加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第353号

県が管理する港湾施設を、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下

津港湾事務所に備え付ける。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二
職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 1 条関係)
職員格付表 (警察官を除く。)

部局等		職	部長又は部長相当職	次長又は次長相当職	課長又は課長相当職	課長補佐又は課長補佐相当職	主査又は主査相当職
知事	本 庁	理 事	知事室次長	課 長	室 長	主 査	
		危機管理監	局 長	室 長	総括課長補佐	医 師	
		監察査察監	参 事	副 課 長	課 長 補 佐	検 査 員	
		知事室長	政策統括参事	総括審議員	政 策 審 議 員	船 長	
		部 長	生活安全参事	総括監察査察員	監 察 査 察 員	機 関 長	
		参 事	食品安全参事	主 幹	改 革 推 進 員	主 査 航 海 士	
		技 監	労働政策参事	企 画 員	国 体 推 進 員	主 査 機 関 士	
		会計管理者	植樹祭推進参事	旅券事務長	植 樹 祭 推 進 員		
		国体推進監		国体推進員	班 長		
				植樹祭推進員	調 査 員		
				分 室 長	主 任		
				総括検査員	分 室 長		
					検 査 員		
					船 長		
					機 関 長		
					主任航海士		
					主任機関士		
地方機関	共 通			企 画 員	主 任	主 査	
				総括専門員	主任 研究員	主 査 研 究 員	
				総括研究員	専 門 技 術 員	教 務 主 任	
				主 幹	教 務 主 任		
				教 授			

	振興局長	局長 参事	部長 副部长 副参事 支所长 支所次長 海南工事事務所長 海南工事事務所次長 紀の川流域下水道事務所長 紀の川流域下水道事務所次長 京奈和高速事務所長 京奈和高速事務所次長 国道橋本建設事務所長 切目川ダム建設事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所次長 ダム管理事務所長	課長 旅券駐在員 調査員 会計専門員 会計駐在員 入札契約統括員 出張所長 紀の川流域下水道事務所次長 切目川ダム建設事務所次長 検査員	
東京事務所		所長	次長 企業誘致統括員	次長 課長 企業誘致統括員	
県税事務所		所長	次長	課長	
消防学校		校長	教頭		
防災航空センター			所長	次長	

文 書 館		館 長	次 長	課 長	
環境衛生研究センター			所 長 次 長 部 長	課 長 総括主任研究員 支 所 長	
鳥獣保護センター			所 長	課 長	
消費生活センター			所 長 次 長	支 所 長	
男女共同参画センター		所 長		課 長	
動物愛護センター			所 長	課 長	
子ども・女性・障害者相談センター		所 長	次 長	課 長	室 長
紀南児童相談所			所 長 分 室 長	次 長	
仙 溪 学 園			園 長 次 長	次 長 課 長	
女性保護施設なぐさホーム		所 長			
精神保健福祉センター			所 長	次 長	
保 健 所			所 長 支 所 長 次 長 支 所 次 長	課 長	
高等看護学院		学 院 長	副 学 院 長 事 務 長 教 務 主 幹	事 務 長 代 理	主 査 専 任 教 員
なぎ看護学校			学 校 長 副 学 校 長		主 査 専 任 教 員

こころの医療センター		院 長 事務局 長	副 院 長 事務局次長 部 長	部 長 課 長 医 長 科 長 薬 局 長 技 師 長 看護副部長 看護師 長 主任看護師 室 長	医 長 科 長 看護師 長 副看護師 長 主査看護師
難病・子ども保健相談支援センター			所 長		
公営競技事務所			所 長 次 長	課 長	
工業用水道管理センター			所 長	課 長	
産業技術専門学院		学 院 長	学 院 長 副学院長	課 長 部 長	
工業技術センター		所 長	副 所 長 部 長	部 長 課 長 特別研究員	
世界遺産センター			事 務 長	調 査 員	
農林水産総合技術センター		所 長	所 長 場 長 事務 長 副 場 長 次 長 部 長	課 長 部 長 副 場 長 副 所 長 船 長 機 関 長	主査航海士 主査機関士
農業大学校			校 長	部 長	

				副 校 長 所 長	課 長 次 長	
				所 長		
				所 長	次 長 課 長 支 所 長	
				所 長 次 長	次 長 課 長	
				所 長 次 長	課 長	
県 議 会	事 務 局 長	事 務 局 次 長	課 長 副 課 長 総括調査員	副 課 長 調 査 員 課 長 補 佐 班 長 主 任	主 査	
教 育 委 員 会	本 庁	局 長 参 事	課 長 室 長 副 課 長 主 幹 教育企画員 総括人事主 事 専 門 員	室 長 総括課長補佐 課 長 補 佐 班 長 主 任 分 室 長 専 門 員 主任人事主事 人 事 主 事 教 育 企 画 員 政 策 推 進 員 ス ポ ー ツ 主 任	係 長 主 査 人 事 主 事 教 育 相 談 主 事 ス ポ ー ツ 主 査 指 導 栄 養 士	
	地 方 機		所 長	主 任	主 査	
			所 長	所 長	専 門 員	主 査

関			副 所 長 主 幹	課 長 教育相談室長 総括指導主事 主任 教育相談主事	教育相談主事
図 書 館			副 館 長 紀南図書館 長 センター長 主 幹 総括司書	課 長 主 任 調 査 員 主 任 司 書 専 門 員	課 長 主 査 主 査 司 書
近代美術館		副 館 長	主 幹	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
博 物 館		副 館 長	主 幹	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
紀伊風土記 の丘		副 館 長	主 幹 教育企画員	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
自然博物館			副 館 長 主 幹 専 門 員	専 門 員 課 長 主 任 主任学芸員 スポーツ主任	課 長 主 査 主 査 学 芸 員
県立学校			事 務 長	事 務 長 事 務 長 補 佐 主 任	事務長補佐 主 査 主 査 栄 養 士

警察	本 部		参 事 官	課 長	次 席	係 長
				所 長	副 所 長	
				監 察 官	セ ン タ ー 長	専 門 研 究 員
				室 長	調 査 官	
				場 長	課 長 補 佐	
				次 席	校 長 補 佐	
				副 所 長	主 任 研 究 員	
				セ ン タ ー 長	師 範	
				隊 長		
				管 理 官		
				交 通 管 制 官		
				総 括 研 究 員		
				首 席 師 範		
				事 故 統 計 官		
	地 方 機 関	警 察 署		会 計 官	課 長	係 長
					調 査 官	
選挙管理委員会	本 庁			事 務 局 長	事 務 局 次 長	
				事 務 局 次 長	班 長	
	地 方 機 関	分 局		分 局 長	分 局 長 代 理	
監 査 委 員 会		事 務 局 長		課 長	調 査 員	主 査
				副 課 長	課 長 補 佐	
				総 括 調 査 員	班 長	
人 事 委 員 会		事 務 局 長		課 長	主 任	係 長
				副 課 長		主 査
労 働 委 員 会		事 務 局 長		課 長	主 任	主 査
				副 課 長		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会				事 務 局 長	支 所 長	
					主 任	

市町村立小中学校				事務主任	主 査 主査栄養士
----------	--	--	--	------	--------------

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第15号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令

和歌山県広報広聴規程（昭和42年和歌山県訓令第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「広報室長」を「広報課長」に改め、同条第7項中「本庁の各課室（課に附置する室を含む。）の副課室長（副課室長が置かれていない場合にあっては、当該本庁の課室長が指名する職員）及び各振興局地域振興部」を「本庁の課の副課長、本庁の課の中に置く室の室長が指名する職員及び振興局地域振興部」に改める。

第4条中「広報室」を「広報課」に改める。

第5条第2項中「広報室長」を「広報課長」に改める。

第6条及び第7条中「広報室」を「広報課」に改める。

第8条中「広報室長」を「広報課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第16号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令

出勤簿取扱規程（昭和30年和歌山県訓令第606号）の一部を次のように改正する。

第4条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 超勤代休時間 勤務時間条例第8条の4に規定する超勤代休時間をいう。

第7条中第17号を第18号とし、第9号から第16号までを1号

ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 超勤代休時間 (超代)

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第17号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員研修規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員研修規程（昭和59年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中カをクとし、オをキとし、その前に次のように加える。

カ 課長補佐研修Ⅱ 本庁の班長又は地方機関の課長となった者

第16条第1号エ中「新任課長補佐研修」を「課長補佐研修Ⅰ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 新任副主査研修 副主査となった者

第20条第2項を削る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第18号

庁 中 一 般
各 機 関

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改める。

別記第3号様式第34条第9項、第42条第3項及び第47条第3項（注6を含む。）中「3.6パーセント」を「3.3パーセント」に改め、同様式注7中「当該会計年度前払金額」を「（当該会計年度前払金額＋当該会計年度中間前払金額）」に改め、同様式注8中「受けたとき又は」を「受け

たとき、」に、「取り消されたとき」を「取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第6条に基づく資格認定を同基準第2条第1項第5号の資格を欠くことにより取り消されたとき」に改め、同様式別紙2中「建設省」を「国土交通省」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に存する様式用の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

公 告

公 告

和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第39号）第7条の規定により、和歌山県田辺漁港海岸扇ヶ浜ビーチハウス及び交流広場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 田辺市
田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

和歌山県立体育館設置および管理条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第78号）附則第2項の規定により、和歌山県立体育館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

公 告

和歌山県立武道館設置および管理条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第79号）附則第2項の規定により、和歌山県立武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成22年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県スポーツ振興財団
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

- 2 指定の期間 平成22年4月1日から平成25年3月31日まで